

令和5年度 監督処分業者一覧

| 処分年月日 | | | 免許番号 | 事業者名 | 本店住所 | | 処分種類 | | 違反行為の概要 |
|-------|----|----|----------------------|-----------|------|------|--------------|--------|--|
| 年 | 月 | 日 | | | 都道府県 | 市区町村 | | 業務停止期間 | |
| R5 | 5 | 23 | 兵庫県知事 (6)第450953号 | 射場不動産 | 兵庫県 | 姫路市 | 指示 | — | 専任取引士が約10か月に亘り不在であったことが判明した。このことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 |
| R5 | 7 | 18 | 兵庫県知事 (9)第400543号 | 有限会社加陽 | 兵庫県 | 加古川市 | 業務停止 | 37日 | 土地売買契約の媒介において、依頼者である買主に媒介契約書を交付しなかった。このことは、法第34条の2第1項の規定に違反する。 また、土地売買契約の媒介において、依頼者である買主に重要事項説明書を交付しなかった。このことは、法第35条第1項の規定に違反する。 |
| R5 | 8 | 7 | 兵庫県知事 (4)第300221号 | 吉永建設株式会社 | 兵庫県 | 川西市 | 指示 | — | 建物付き土地売買契約の媒介において、依頼者である買主に媒介契約書を交付しなかった。このことは、法第34条の2第1項の規定に違反する。 |
| R5 | 9 | 4 | 兵庫県知事 (2)第451502号 | 株式会社井寄不動産 | 兵庫県 | 姫路市 | 業務停止 | 15日 | 被処分者の専任取引士の設置状況等に関して、令和5年2月から同年6月までの間に、計4回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告のための来庁を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。 このことは、法第72条第1項の規定に違反しており、法第65条第2項第4号の規定に該当する。 |
| R5 | 12 | 5 | 兵庫県知事 (5)第10759号 | JEI-HOUSE | 兵庫県 | 神戸市 | 指示及び 業務停止 | 7日 | 唯一の専任の宅地建物取引士が退職してから、専任の宅地建物取引士を2週間以内に設置しなかったことは、法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 また、専任の宅地建物取引士が不在の期間中の建物賃貸借契約の媒介時に、賃貸借契約書中、宅地建物取引士の資格ある者が記名を行わなかったことは、法第37条第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。 さらに、重要事項説明時に宅地建物取引士の資格がない者が記名押印し説明を行っていたことは、法第35条第1項本文の規定に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。 |
| R5 | 12 | 20 | 兵庫県知事 (1)第451502号 | 株式会社井寄不動産 | 兵庫県 | 姫路市 | 免許取消 | — | 令和5年9月4日付けで法第65条第2項に基づく監督処分(令和5年9月25日から令和5年10月9日までの15日間の業務停止)を受けたが、この処分に違反して、当該期間中にインターネット上に広告を掲載していた(法第66条第1項第9号後段該当)。 上記の事実につき、令和5年9月29日付けで法第72条第1項に基づく報告命令に従わなかった(法第72条第1項違反)。上記の業務停止命令処分は、計4回にわたり、法第72条第1項に基づく報告命令に従わなかったことが、その原因の事実であり、さらに同様の違反を繰り返したことは、特に情状が重い(法第66条第1項第9号前段該当)。 |

令和5年度 監督処分業者一覧

| 処分年月日 | | | 免許番号 | 事業者名 | 本店住所 | | 処分種類 | | 違反行為の概要 |
|-------|----|----|----------------------|--------------|------|------|------|--------|--|
| 年 | 月 | 日 | | | 都道府県 | 市区町村 | | 業務停止期間 | |
| R5 | 12 | 20 | 兵庫県知事 (2)第451413号 | 株式会社KDMエステート | 兵庫県 | 姫路市 | 免許取消 | — | 政令第2条の2で定める使用人が法第5条第1項第5号に該当する者であることが判明した。このことは、法第66条第1項第3号に該当する。 |
| R6 | 3 | 25 | 兵庫県知事 (1)第451611号 | 株式会社Sumika | 兵庫県 | 姫路市 | 指示 | — | 仲介を行った賃貸物件に関し、借主から媒介報酬の限度額を受領したにもかかわらず、別途、貸主に対して広告費用の明細を示さず、広告料の名目で費用を徴収した。このことは、法第46条第2項の規定に違反する。 |